

指摘事項

介護医療院

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「施設条例」

鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例（平成30年3月16日鳥取市条例第20号）

「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス
及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要す
る費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平
成12年3月8日老企第40号）

☆施設サービスの取扱方針

- 身体的拘束等を行う場合の記録が不十分であった。
(条例第42条第2項)

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

☆施設サービスの取扱方針

■身体拘束適正化のための研修を定期的実施すること。

(条例第16条第6項第3号)

研修の内容としては、身体拘束適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該介護医療院における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。
指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体拘束適正化の研修を実施することが重要である。

☆勤務体制の確保

■医師の勤務について、月ごとに介護医療院での勤務が明確となる勤務表を作成すること。また、勤務実績について、介護医療院での勤務時間の実態を適切に管理すること。（条例第30条第1項）

介護医療院ごとに、原則として月ごと療養棟ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしておく必要がある。

医師が併設の病院と兼務する場合は、兼務状況を明確にした勤務表の作成が必要となる。

☆療養食加算

■療養食加算について、療養食の献立表が作成されていない。（老企第40号 第2の8(26)）

実際に提供されたことの確認ができないため、算定開始時に遡って自主点検し、過誤調整を行うこと。また、その結果について報告すること。